

行政訴訟の基本的な論点に関する判例

(処分性について)

- 1 ごみ焼却場の設置行為の無効確認を求める訴えにつき，同行為の処分性を否定したもの
最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁
(ごみ焼却場設置条例無効確認等請求事件)
判決要旨
国又は公共団体の行なう行為のうち，それが仮に違法なものであるとしても，正当な権限を有する機関によつて取り消され又はその無効が確認されるまでは法律上又は事実上有効なものとして取り扱われるものでなければ，いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力の行使に当たる行為とはいえない。
- 2 都市計画法に基づく工業地域の用途地域指定の決定の処分性を否定したもの
最高裁昭和57年4月22日第一小法廷判決・民集36巻4号705頁(盛岡広域都市計画用途地域指定無効確認請求事件)
判決要旨
都市計画法8条1項1号の規定に基づく工業地域指定の決定は，抗告訴訟の対象とならない。
- 3 都市再開発法に基づく第二種市街地再開発事業の事業計画の決定の処分性を肯定したもの
最高裁平成4年11月26日第一小法廷判決・民集46巻8号2658頁
(大阪都市計画事業等事業計画決定取消請求事件)
判決要旨
都市再開発法51条1項，54条1項に基づき地方公共団体により定められ公告された第二種市街地再開発事業の事業計画の決定は，抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる。
- 4 告示により一括して指定する方法でされた建築基準法42条2項所定のいわゆるみなし道路の指定の処分性を肯定したもの
最高裁平成14年1月17日第一小法廷判決・判例時報1777号40頁
(道路判定処分無効確認請求事件)
判決要旨
告示により一括して指定する方法でされた建築基準法42条2項所定のいわゆるみなし道路の指定も，抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる。

(原告適格「不服申立適格を含む」について)

- 5 不当景品類及び不当表示防止法の規定にいう一般消費者につき，公正取引委員会による公正競争規約の認定に対する同法10条6項に基づく不服申立ての利益を否定したもの

最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁（審決取消請求事件）

判決要旨

(1) 不当景品類及び不当表示防止法10条6項にいう「第1項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは，当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

(2) 不当景品類及び不当表示防止法の規定にいう一般消費者であるというだけでは，公正取引委員会による公正競争規約の認定に対し同法10条6項の規定に基づく不服申立てをする法律上の利益を有するとはいえない。

- 6 地方鉄道業者の特別急行料金の改定（変更）の認可処分の取消訴訟につき，特別急行旅客列車を利用している者の原告適格を否定した事例

最高裁平成元年4月13日第一小法廷判決・裁判集民事156号499頁（近鉄特急料金認可処分取消等請求事件）

判決要旨

地方鉄道法（大正8年法律第52号，昭和61年法律第92号により廃止）21条による地方鉄道業者の特別急行料金の改定（変更）の認可処分の取消訴訟につき，当該地方鉄道業者の路線の周辺に居住し通勤定期券を購入するなどしてその特別急行旅客列車を利用している者は，原告適格を有しない。

- 7 原子炉設置許可処分に対する無効確認訴訟につき，当該原子炉の周辺住民の原告適格を一定の範囲で肯定したもの

最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁（原子炉設置許可処分無効確認等請求事件）

判決要旨

(1) 設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住し，原子炉事故等がもたらす災害により生命，身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は，原子炉設置許可処分の無効確認を求めるにつき，行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。

(2) 設置許可申請に係る電気出力28万キロワットの原子炉（高速増殖炉）から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民は，同原子炉の設置許可処分の無効確認を求めるにつき，行政事件訴訟法36条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。

8 がけ崩れのおそれが多い土地等を開発区域内に含む開発許可の取消訴訟につき，開発区域周辺住民の原告適格を一定の範囲で肯定したもの

最高裁平成9年1月28日第三小法廷判決・民集51巻1号250頁（開発許可処分取消請求事件）

判決要旨（原告適格に関し）

開発区域内の土地が都市計画法（平成4年法律第82号による改正前のもの）33条1項7号にいうがけ崩れのおそれが多い土地等に当たる場合には，がけ崩れ等により生命，身体等に直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は，開発許可の取消訴訟の原告適格を有する。

9 風俗営業（ぱちんこ屋）許可処分の取消訴訟につき，風俗営業制限地域居住者の原告適格を否定したもの

最高裁平成10年12月17日第一小法廷判決・民集52巻9号1821頁（風俗営業許可処分取消請求事件）

判決要旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令6条1号イの定める基準に従って規定された都道府県の条例所定の風俗営業制限地域に居住する者は，同地域内における風俗営業許可処分の取消しを求める原告適格を有しない。

10 墓地の経営許可の取消訴訟につき，墓地から300メートルに満たない地域に敷地がある住宅等に居住する者の原告適格を否定したもの

最高裁平成12年3月17日第二小法廷判決・裁判集民事197号661頁（墓地経営許可処分取消請求事件）

判決要旨

知事が墓地，埋葬等に関する法律10条1項に基づき大阪府墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和60年大阪府条例第3号）7条1号の基準に従ってした墓地の経営許可の取消訴訟につき，墓地から300メートルに満たない地域に敷地がある住宅等に居住する者は，原告適格を有しない。

(訴えの利益等)

- 11 いわゆる勤評長野方式における自己評定義務の不存在確認の訴えが，訴えの利益を欠き不適法とされたもの

最高裁昭和47年11月30日第一小法廷判決・民集26巻9号1746頁
(勤務評定実施要領等の義務不存在確認請求事件)

判決要旨

長野県教育委員会教育長の通達により同通達の定める勤務評定書(いわゆる長野方式)に自己観察の結果を表示することを命ぜられた教職員が，その表示義務の不履行に対して懲戒その他の不利益処分を受けるのを防止するために，あらかじめ同義務を負わないことの確認を求める訴えは，不利益処分を受けたのちこれに関する訴訟において義務の存否を争うことによっては回復しがたい重大な損害を被るおそれがあるなど，事前の救済を認めないことを著しく不相当とする特段の事情がないかぎり，訴えの利益を欠き不適法である。

- 12 自動車運転免許効力停止処分後無違反・無処分で1年を経過した場合につき，同処分の取消しを求める訴えの利益を否定したもの

最高裁昭和55年11月25日第三小法廷判決・民集34巻6号781頁
(審査請求棄却処分取消，運転免許停止処分取消請求事件)

判決要旨

自動車運転免許の効力停止処分を受けた者は，免許の効力停止期間を経過し，かつ，同処分の日から無違反，無処分で1年を経過したときは，同処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しない。

- 13 民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用の差止めを求める訴えの適法性が否定されたもの

最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁
(大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件)

判決要旨(差止請求部分に関し)

民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用の差止めを求める訴えは，不適法である。

- (参考) 民事上の請求として自衛隊の使用する航空機の離着陸等の差止め及び同航空機の騒音の規制を求める訴えの適法性が否定されたもの

最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643頁
(航空機発着差止等請求事件)

判決要旨(自衛隊航空機についての差止請求部分に関し)

民事上の請求として自衛隊の使用する航空機の離着陸等の差止め及び同航空機の騒音の規制を求める訴えは不適法である。

14 工事が完了し検査済証が交付された後における開発許可の取消しを求める訴えの利益を否定したもの

最高裁平成5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号4955頁（開発許可処分等取消請求事件）

判決要旨

都市計画法29条による許可を受けた開発行為に関する工事が完了し、当該工事の検査済証の交付がされた後においては、同許可の取消しを求める訴えの利益は失われる。

以上